

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:東郷町

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.7%
全職員	52.0%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額になっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	123.1%
本庁課長相当職	99.5%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	97.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.1%
31～35年	99.8%
26～30年	85.8%
21～25年	93.9%
16～20年	86.8%
11～15年	90.9%
6～10年	85.1%
1～5年	91.3%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・ 課税対象額を基に算出。
- ・ 年度途中で役職段階が変わった職員がいる場合は、変更後の役職で算出。
- ・ 年度途中で育児休業より復職もしくは育児休業を取得した職員については、労働期間を基に人員数を換算している。
- ・ 育児短時間勤務の職員については、労働時間を基に人員数を換算している。
- ・ ただし、任期の定めのない常勤職員以外の職員数のうち、会計年度任用職員については、個々により任用期間や労働時間が異なり、年度途中での任用や退職、短期間の任用の場合も多く、労働時間を基に人員数を換算することが困難であることから、人員数の換算は行っていない。
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の人員数は、育児短時間勤務の職員同様、実態に即し、労働時間を基に人員数を換算した。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員数について、職員の内訳は下記のとおり。

	男性	女性
任期付職員	8. 6 %	3. 5 %
再任用職員	1 0. 2 %	0. 9 %
会計年度任用職員	8 1. 3 %	9 5. 6 %

- ・ 本庁部局長・次長相当職については、他の職種と比較して給与水準の高い医師（女性）が1名いるため、男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・ 勤続年数別で見ると、1～20年目と26～30年目で男女の給与の差異が大きくなっている。それぞれの要因としては、1～20年目は男性職員が扶養手当を受ける場合が多いことや、男性に比べ女性の育児休業期間が長いこと、育児短時間勤務や部分休業の取得率が高いことが、26～30年目は対象職員に占める管理職の割合が女性職員に比べて男性職員の方が高いことが考えられる。なお、1～5年目については、管理職（男性）が2名いる。